

精神障害者退院促進支援事業

(都道府県が実施主体である地域生活支援事業のメニュー)

【概要】

精神病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行う。〔補助金〕

【実施主体】

都道府県（指定相談支援事業者、他の地方公共団体への委託可）

【事業の具体的内容】

自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ退院に向けての支援を行い、精神障害者の円滑な地域移行の促進を図る。

（主な支援内容）

- ・ 精神病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動
- ・ 退院に向けた個別の支援計画の作成
- ・ 院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）にかかる同行支援等
- ・ 対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- ・ 退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

【自立支援員の要件】

精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者